

平成 24 年 10 月 29 日

ご投資家の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

『野村ブル・ベア セレクト 5』
(米国株スーパーブル 5)/(米国株スーパーベア 5)
(米国国債 4 倍ブル 5)/(米国国債 4 倍ベア 5)
ご購入、ご換金、スイッチングのお申込み受付けの停止について

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社投資信託『野村ブル・ベア セレクト 5』(米国株スーパーブル 5)/(米国株スーパーベア 5)、(米国国債 4 倍ブル 5)/(米国国債 4 倍ベア 5) (以下、当ファンド) につきまして、本日付のご購入、ご換金、スイッチングのお申込み受付けを停止させて頂くことにいたしましたので、その旨お知らせいたします。

本日、ハリケーン『サンディ』の為 ニューヨーク証券取引所が休場となりました。

『野村ブル・ベア セレクト 5』は、約款ならびに目論見書におきまして、特別な事情が発生した場合ならびに、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消することがある旨を規定していることから、上記の状況を踏まえて、当ファンドの本日のご購入およびご換金のお申込み受付け（スイッチングを含む）を停止させて頂くことにいたしました。

●「特別な事情」とは下記をいいます。

1. 先物取引を主要取引対象とするファンドにおいて、当該ファンドが行なう先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引の全部または一部が行なわれないとき、もしくは停止されたとき。
2. 先物取引を主要取引対象とするファンドにおいて、当該ファンドが行なう先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. 選択権付き為替予約取引を利用するファンドにおいて、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該ファンドが行なう選択権付き為替予約取引の取引数量の全部または一部についてその取引が成立しないとき。

4. 「米国株スーパーブル5」と「米国株スーパーベア5」、「米国国債4倍ブル5」と「米国国債4倍ベア5」、「円安ドル高トレンド5」と「円高ドル安トレンド5」、「円安ユーロ高トレンド5」と「円高ユーロ安トレンド5」、「円安豪ドル高トレンド5」と「円高豪ドル安トレンド5」を各々1つのグループとし、同一グループ内の他のファンドが以下に該当することとなった場合。

A) 購入の申込の受付けを中止したときまたはすでに受付けた購入の申込の受付けを取り消したとき。

B) 換金の申込の受付けを中止したときまたはすでに受付けた換金の申込の受付けを取り消したとき。

お申込み受付けを再開する場合は、別途ご連絡させていただきます。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上